

国不建キ第60号  
令和6年1月11日

各都道府県主幹部局長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課長  
(公印省略)

令和6年能登半島地震による災害の発生に伴う  
登録基幹技能者講習修了証の有効期限の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害の発生に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に基づく登録基幹技能者講習修了証の更新手続きについて困難な状況等があることに鑑み、登録基幹技能者講習修了証の有効期限の取扱いについて、登録基幹技能者講習実施機関に対し、別添のとおり通知を行ったところです。

特定被災地域（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。）内に住所を有する者で令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に登録基幹技能者講習修了証の有効期限を迎える登録基幹技能者に対し、その有効期限の満了日を一律に令和6年6月30日に延長することとしております。

貴職におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく対応されますようお願い致します。

以上

# 別添

国不建キ第58号  
令和6年1月11日

登録基幹技能者講習実施機関の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設市場整備課長  
(公印省略)

## 令和6年能登半島地震による災害の発生に伴う 登録基幹技能者講習修了証の有効期限の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害の発生に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に基づく登録基幹技能者講習修了証の更新手続きについて困難な状況等があることに鑑み、登録基幹技能者講習修了証の有効期限について、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知いたします。

貴職におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく対応されますようお願い致します。

### 記

特定被災地域（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。）内に住所を有する者に係る建設業法施行規則第18条の8第8項に基づく登録基幹技能者講習修了証（令和6年1月1日から令和6年6月29日までに有効期限が満了するものに限る。ただし、令和5年12月31日までに更新講習を受講し、かつ、同日までに新講習修了証を交付された場合を除く。）については、本通知により、その有効期限の満了日を一律に令和6年6月30日に延長する取扱いといたします。

なお、特定被災地域内に住所を有する者以外の者についても、登録基幹技能者講習実施機関は、令和6年能登半島地震の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断により登録基幹技能者講習修了証の更新手続きがとれない又はとれなかつた者等、間接的な被害を受けた場合も含む。）であって、有効期限の満了日の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期限を満了している場合も含む。）について、令和6年6月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができることといたします。

※特定被災地域については、下記URLより最新情報をご確認ください。

【内閣府HP [https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)】

（災害救助法の適用状況一覧のうち「令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」の最新版をご確認ください。）

以上